入札業務規程

令和４年４月１日施行
令和６年４月１日変更

目次
第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　入札業務を行う時間及び休日に関する事項（第５条）
第３章　入札業務を行う事務所に関する事項（第６条）
第４章　入札業務の実施方法に関する事項（第７条―第１３条）
第５章　手数料の収納の方法に関する事項（第１４条・第１５条）
第６章　保証金の収納、管理、返還及び国庫への納付の方法に関する事項
（第１６条―第２３条）
第７章　入札業務に関する秘密の保持に関する事項（第２４条―第２７条）
第８章　入札業務に関する公正の確保に関する事項（第２８条・第２９条）
第９章　入札業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項
（第３０条・第３１条）
第１０章　雑則（第３２条）
附則

第１章　総則

（目的）
第１条　本規程は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「法」という。）第８条の２の規定に基づき、法第７条の規定により行う入札の実施に関する業務（以下「入札業務」という。）の実施に関する基本的事項を定め、もって入札業務の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）
第２条　本機関は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成２４年経済産業省令第４６号）並びにこれに基づく命令、通知によるほか、本規程に従い、公正かつ適切に入札業務を実施する。

（用語）
第３条　本規程において使用する用語は、法及び入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（平成３０年経済産業省告示第５３号。以下「入札実施指針」という。）において使用する用語の例による。

（情報処理システム）
第４条　本機関は、効率的な業務遂行及び入札参加者その他の関係者の利便性の向上の観点から、入札業務に用いる情報処理システムを具備する。
２　本機関は、情報処理システムを開発又は導入しようとする場合は、将来、法令等が変更されたとき、本規程若しくは入札実施指針が変更されたとき又は入札参加者その他の関係者から要請があったとき等において、当該情報処理システムを柔軟に変更し、又は機能を追加できるよう、拡張性等に留意した設計を行うよう努める。

３　本機関は、情報処理システムの変更又は機能の追加に関する入札参加者その他の関係者からの要請を受け付けるとともに、要請を受けたときは、当該情報処理システムの変更又は機能の追加の要否を検討し、必要な対応を行う。
４　本機関は、本機関のウェブサイト及び情報処理システム等が、外部からの悪意ある攻撃を受けないようにするため適切なサイバーセキュリティ対策を講じる。

第２章　入札業務を行う時間及び休日に関する事項

（業務時間及び休日）
第５条　入札業務を行う時間は、業務規程第１１条第３項及び第４項の規定による。

第３章　入札業務を行う事務所に関する事項

（事務所の所在地）
第６条　入札業務を行う本機関の事務所所在地は、東京都千代田区とする。

第４章　入札業務の実施方法に関する事項

（再生可能エネルギー発電事業計画の受付）
第７条　本機関は、法第６条の規定により、入札参加希望者から法第９条第１項に規定する再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）の提出を受け付ける。

（入札参加資格の確認及び通知）
第８条　本機関は、受け付けた再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められる者に対して、入札に参加できる旨を電子メール又は書面で通知する。
２　本機関は、受け付けた再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められない者に対して、入札に参加することができない旨を電子メール又は書面で通知する。

（入札の実施）
第９条　本機関は、前条第１項の規定により入札実施指針に照らし適切なものであると本機関に認められた者（以下、「入札参加者」という。）を対象に入札を実施し、入札実施指針に定める入札量の範囲内で、その用いる再生可能エネルギー発電設備の出力及び供給価格（その者が供給できる再生可能エネルギー電気の１ｋＷｈ当たりの価格）について入札させる。
２　本機関は、入札された再生可能エネルギー発電設備の出力及び本機関に提供された第１次保証金の額が有効なものであることを確認する。

（落札者の決定・通知）
第１０条　本機関は、法第７条及び入札実施指針で定める方法により落札者を決定する。
２　本機関は、落札者を決定したときには、落札者に対して電子メール又は書面でその旨を通知する。

（公表）
第１１条　本機関は、入札の実施後、速やかに、入札の結果を本機関のウェブサイトに公表する。

（落札者の決定の取消し）
第１２条　本機関は、落札に係る再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者が、入札実施指針に規定する「落札者決定の取消し等」に該当する場合には、落札者の決定を取り消す。
２　前項の取消しを行った場合には、当該落札に係る認定事業者に対し、電子メール又は書面でその旨を通知する。

（区分経理）
第１３条　本機関は、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２８条の５４第５号の規定及び会計規程に基づき、入札業務に係る経理と入札業務以外の業務に係る経費とを明確に区別して管理する。

第５章　手数料の収納の方法に関する事項

（基本方針）
第１４条　本機関は、手数料の収納において、法の目的に則り、安全性と管理の透明性を確保するため、銀行の決済性預金とする。

（手数料の収納の方法）
第１５条　本機関は、再生可能エネルギー発電事業計画を提出した者に対し、再生可能エネルギー発電事業計画の提出日の翌日から起算して１週間以内に手数料（法第７条第９項の規定に基づき政令で定められた額）を支払うよう請求し、本機関が指定する銀行口座への振込みにより収納する。
２　前項の振込みに要する費用は、再生可能エネルギー発電事業計画を提出した者が負担するものとする。

第６章　保証金の収納、管理、返還及び国庫への納付の方法に関する事項

（基本方針）
第１６条　本機関は、保証金の管理において、法の目的に則り、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。

（第１次保証金の収納）
第１７条　本機関は、入札を行う日の前日（当該日が休日（業務規程第１１条第３項に規定する休業日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その直前の平日（同項に規定する営業日をいう。）とする。）を期限として、入札参加者に第１次保証金を請求し、本機関が指定する銀行口座への振込みにより収納する。
２　前項の振込みに要する費用は、入札参加者が負担するものとする。
３　入札参加者が第１次保証金の提供を保証書の提出に代えることを希望するときは、本機関は、第１項の規定にかかわらず、入札を行う日の３日（当該３日間に休日が含まれる場合は、当該休日の日数を加えた期間）前を期限として、保証書及び添付書類を郵送により受け付ける。
４　前項の郵送に要する費用は、入札参加者が負担するものとする。
５　入札参加者が第１次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合であって、入札参加者が保証期間を更新した保証書を提出したときは、本機関は、本機関が指定した書面による返却依頼を確認した日から２週間以内に、原則として郵送により入札参加者へ当該更新前の保証書を返却する。

６　入札参加者が第１次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合であって、入札参加者が第１次保証金に相当する額を提供したときは、本機関は、本機関が指定した書面による返却依頼を確認した日から２週間以内に、原則として郵送により入札参加者へ当該保証書を返却する。
７　前２項の返却に要する費用は、入札参加者が負担するものとする。

（第１次保証金の返還）
第１８条　本機関は、落札者として決定した者及び入札実施指針に規定する「第１次保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当する者のいずれにも該当しない者（以下「保証金返還対象者」という。）に対して、第１１条の規定により入札の結果を公表した日の翌日から起算して２週間以内に、当該者が提供した第１次保証金の額を返還する。返還は、入札参加者が指定する銀行その他の金融機関口座へ振り込むものとする。ただし、落札者が提供した第１次保証金は、当該落札者に返還せず、第２次保証金に充当する。
２　前項の振込みに要する費用は、本機関が負担するものとする。
３　本機関は、第１項に規定する保証金返還対象者に対して保証金を返還する際には、事前に、銀行その他の金融機関口座に振り込む日付及び返還額を電子メール又は書面で通知する。
４　入札参加者が第１次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては、本機関は、第１項の規定にかかわらず、落札者として決定した者及び入札実施指針に規定する「第１次保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当した者のいずれにも該当しない者に対して、本機関が指定した書面による返却依頼を確認した日から２週間以内に、原則として郵送により保証書を返却する。ただし、落札者が第１次保証金の提供に代えて提出した保証書は、当該落札者へ返却せず、第２次保証金の一部に係る保証書とみなす。
５　前項の返却に要する費用は、入札参加者が負担するものとする。

（第２次保証金の収納）
第１９条　本機関は、第１１条に規定する入札結果を公表した日の翌日から起算して２週間以内（年末年始等の期間が含まれる場合においては、本機関が当該期間を考慮して別に定める日とし、落札者が繰上げ落札者である場合においては、本機関が繰上げ落札者に係る入札結果を公表した日を考慮して別に定める日とする。）を期限として、落札者に第２次保証金を請求し、本機関が指定する銀行口座への振込みにより収納する。
２　前項の振込みに要する費用は、落札者が負担するものとする。
３　落札者が第２次保証金の提供を保証書の提出に代えることを希望するときは、本機関は、第１項の規定にかかわらず、同項に規定する期限までに保証書及び添付書類を郵送にて受け付ける。
４　前項の郵送に要する費用は、落札者が負担するものとする。
５　落札者が第２次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合であって、落札者が保証期間を更新した保証書を提出したときは、本機関は、本機関が指定した書面による返却依頼を確認した日から２週間以内に、原則として郵送により落札者へ当該更新前の保証書を返却するものとする。
６　落札者が第２次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合であって、落札者が第２次保証金に相当する額を提供したときは、本機関は、本機関が指定した書面による返却依頼を確認した日から２週間以内に、原則として郵送により落札者へ当該保証書を返却するものとする。
７　前２項の返却に要する費用は、落札者が負担するものとする。

（第２次保証金の返還）
第２０条　本機関は、落札者が落札に係る再生可能エネルギー発電設備の運転を開始した場合においては、当該運転を開始した日の翌日から起算して３ヶ月以内に、第２次保証金を返還する。この返還は、落札者が指定する銀行その他の金融機関口座へ振り込むものとする。
２　前項の振込みに要する費用は、本機関が負担するものとする。
３　本機関は、第１項に規定する者に対して保証金を返還する際には、事前に、銀行その他の金融機関口座に振り込む日付及び返還額を電子メール又は書面で通知する。
４　落札者が第２次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては、本機関は、第１項の規定にかかわらず、本機関が指定した書面による返却依頼を確認した日から２週間以内に、原則として郵送により落札者へ保証書を返却するものとする。
５　前項の返却に要する費用は、落札者が負担するものとする。

（第２次保証金の繰越し及び充当）
第２１条　本機関は、入札実施指針に定めるところにより、落札者が落札に係る再生可能エネルギー発電事業計画の認定取得期限までに認定を取得できない場合であって、当該落札者から当該再生可能エネルギー発電事業計画に係る第２次保証金の繰越しの申請があったときは、１回に限り、当該第２次保証金を繰り越し、当該認定取得期限の経過後初めて実施される入札における第１次保証金及び第２次保証金に充当する。なお、当該落札者が第２次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては、当該保証書を当該入札の第１次保証金及び第２次保証金に係る保証書とみなす。

（保証金の没収）
第２２条　本機関は、入札参加者又は落札者が、入札実施指針に規定する「保証金の没収に関する事項」に該当する場合には、同指針に定めるところにより、保証金を没収し、国庫に納付する。
２　本機関は、保証金を没収した場合には、入札実施指針に定めるところにより、その旨及び没収した額を当該入札参加者又は落札者に対し、電子メール又は書面で通知することとする。
３　入札参加者又は落札者が保証金の提供に代えて保証書を提出していた場合にあっては、本機関は、前２項の規定にかかわらず、入札実施指針に定めるところにより、入札参加者又は落札者に対して没収額に相当する額の支払いを電子メール又は書面で請求するとともに、保証者に対して保証債務の履行請求を行うこととし、収納した没収額に相当する額の保証金を国庫に納付する。この場合において、本機関は、本機関が指定した書面による返却依頼を確認した日から２週間以内に、原則として郵送により、当該没収額に相当する額を支払った入札参加者、落札者又は保証者へ保証書を返却するものとする。
４　前項の返却に要する費用は、入札参加者、落札者又は保証者が負担するものとする。
５　本機関は、落札者から落札に係る再生可能エネルギー発電事業計画について、入札実施指針に規定する不可抗力事由による第２次保証金の没収の免除の申請があったときは、当該申請が入札実施指針に規定する要件に適合するか否かについて、現地調査を含む必要な確認を行う。
６　本機関は、前項の確認の結果、当該申請が入札実施指針に規定する要件に適合すると認められる場合には、第１項又は第３項の規定にかかわらず、第２次保証金を返還し、又は保証書を返却する。
７　第２０条の規定は、前項の第２次保証金の返還又は保証書の返却に準用する。この場合において、同条第１項中「再生可能エネルギー発電設備の運転を開始した」とあるのは「再生可能エネルギー発電事業計画について不可抗力事由による第２次保証金の没収の免除に係る入札実施指針の要件に適合すると認められる」と、「運転を開始した日」

とあるのは「落札者に対し本機関がその旨を通知した日」と読み替えるものとする。

（保証金の管理）
第２３条　保証金の管理については、その安全性と管理の透明性を確保するため、銀行の決済性預金とする。
２　保証金の提供に代えて保証書の提出を受け付けた場合にあっては、本機関は、当該保証書を金庫内に保管し、本機関の他の事業に係る現金、有価証券、その他重要書類とは明確に区分して管理する。

第７章　入札業務に関する秘密の保持に関する事項

（秘密保持義務）
第２４条　本機関の役員及び職員並びにこれらの職にあった者は、入札業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（文書の保存における秘密の保持）
第２５条　本機関は、入札業務に関して知り得た秘密及び個人情報を記載した文書や電子媒体等について、適切に保存する。
２　文書管理規程第５条に規定する文書管理者は、同規程に基づき、文書の保存の適切な実施のため、必要かつ十分な措置を講じる。

（情報の管理）
第２６条　情報の管理については、業務規程第８条の規定による。

（業務委託先における秘密の保持）
第２７条　本機関は、業務の一部を本機関以外の者に委託しようとするときは、秘密情報の取扱い及び情報セキュリティに関する必要な対策を講じる。

第８章　入札業務に関する公正の確保に関する事項

（法令等の遵守）
第２８条　本機関の職員は、業務規程の別紙２－１で定める職員行動規範第１条の規定により、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するとともに、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努める。
２　本機関の理事長、理事及び理事会は、法令等の遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、法令等が遵守されるように取り組む。

（監査）
第２９条　本機関は、入札業務が適正に行われていることについて、原則として毎年度監査を行う。

第９章　入札業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項

（帳簿及び書類の保存）
第３０条　帳簿及び書類は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、適切に保存する。
一　法第８条の４に規定する帳簿
二　その他入札業務を記録する書類

２　前項第１号の帳簿は、事務所内において、入札業務の全部を廃止するまで、適切に保存する。
３　前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示することができるようにする。

（災害等に備えた管理）
第３１条　本機関は、帳簿及び書類の保存について、災害等に備えた管理としてデータバックアップ等を行う。

第１０章　雑則

（実施細則）
第３２条　本機関は、本規程に定めるもののほか、入札業務の実施に必要な事項について、細則を定めることができる。
２　本機関は、前項の細則を定めたときは、経済産業大臣に提出するものとする。細則を変更したときも同様とする。

附則
（施行期日）
本規程は、令和４年４月１日から施行する。
附則（令和６年４月１日）
（施行期日）
本規程は、令和６年４月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。